

27年度包括外部監査意見に対する対応状況・方針等

【意見】

番号	監査年度	区分	項目	所管部局担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等
1	27	意見	一般財団法人愛媛県廃棄物処理センターの貸付金について	県民環境部循環型社会推進課(廃棄物処理センター)	一般財団法人愛媛県廃棄物処理センターへの貸付金は、平成22年度から26年度までの年度推移からみると固定化したものとなっていると考えられる。この貸付金(平成26年度:18億3千万円)については、新設したPCB廃棄物処理設備の運用によりセンター収益の増加を予定しており順次返済されるものと思われるが、センターの経営独立性を確保するためには、貸付金返済計画を策定し、収支の改善を図る必要がある。	県から廃棄物処理センターへの貸付金は、平成22年度から低濃度PCB廃棄物の無害化処理事業に取り組み始めたことにより収支が改善したため、平成24年度以降は年々減少(平成28年度:15億6千万円)している。貸付金の返済については、毎年度、センター収益で最大限行っているため、返済額を定めた貸付金返済計画は策定しないが、今後も引き続き低濃度PCB廃棄物の無害化処理事業に取り組み、早期の貸付金返済に努めることとしている。
2	27	意見	契約先の選定について	県民環境部循環型社会推進課(廃棄物処理センター)	一般財団法人愛媛県廃棄物処理センターの施設修繕費について、株式会社住重テクノクラフト及び住重環境エンジニアリング株式会社が占める割合は、平成24年度86%、平成25年度71%、平成26年度86%と住重グループへの支払いが70%以上となっている。施設の主たる設備に対する施設修繕費を1社に依存している構造について、工事単価の適正性及び1社依存体制によるリスクを考慮して改善する必要がある。	廃棄物処理センターの施設の修繕は、入札が原則であり、可能な限り競争入札を実施して施工業者を決定しているが、施設の性能の根幹にかかわる重要な設備の修繕は当該施設を設計したプラントメーカーでしか行えず、他社では実施できない(契約の性質・目的が競争入札に適用しない)。このため、プラントメーカーである住友重機械工業株式会社グループに修繕を一定程度依存する構造を改善することは、非常に困難であるとともに、結果としてこの方式によって、メンテナンス効率の維持につながっている面もある。
3	27	意見	準学校法人に対する指導のあり方について	総務部私学文書課	準学校法人については、書類の提出義務もないことから、活動実態が把握できていない状況にある。このため、長期にわたり休眠となっている準学校法人に対する県の指導のあり方について検討が望まれる。	休眠となっている準学校法人については、電話により状況把握、意向確認等を実施するとともに、定期的に活動実態が分かる書類を提出するよう指導を行った。また、状況把握の結果、存続の意向のない法人については、廃止に向けた指導を行った。
4	27	意見	実地調査の対象法人の選定、頻度について	総務部私学文書課	県では、私立学校振興助成法に基づく補助金を受領している法人に対して補助金の実績確認及び法人運営について、概ね5年に1回程度、各法人に実地調査を行っている。しかしながら、特に幼稚園のみを運営する小規模法人については、平成22年度に国の高等学校等就学支援金が創設され、実地調査の対象が増えた影響により、5年以上調査できない状況にある。このため、実地調査に長期の空白期間が生じないよう、あらかじめ中長期的な実地調査スケジュールを作成するといった改善が望まれる。	平成27年度は、中学校、高等学校及び中等教育学校を設置している学校法人について、全法人で実地調査を行った。法令等上、実施検査について定められたものはないが、平成28年度以降は、運営費補助金の額も比較的大きく、また、高等学校等就学支援金など調査対象も増えていることから、原則2年に1回程度、実地調査を行うこととし、空白期間を大幅に短縮することとした。
				保健福祉部子育て支援課		私立幼稚園のみを設置している学校法人(74法人)については、平成27年度に14校(10法人)に対して補助金の実績確認及び法人運営に係る実地調査を行ったところ。今後は、長期の空白期間が生じることがないよう、他の都道府県の監査の実施状況、当県の実施体制も踏まえて最低でも5年に1回は実地調査を行う実地調査計画を作成し、補助金等の適正な運用を確認することとしている。
5	27	意見	実地調査を受けない年度の法人に対するモニタリング体制について	総務部私学文書課	実地調査を行っていない間に法人運営に異常をきたした場合、生徒等に多大な影響を及ぼすものと考えられる。このため、財務関係書類等の提出書類を利用して財務分析を実施し経営実態を把握することにより、経営に異常がないか検討し、今後の監督方針や実地調査の方針(スケジュール等)に反映させることが望まれる。	平成27年度は、中学校、高等学校及び中等教育学校を設置している学校法人については、全法人で実地調査を行った。法令等上、実施検査について定められたものはないが、平成28年度以降は、運営費補助金の額も比較的大きく、また、高等学校等就学支援金など調査対象も増えていることから、原則2年に1回程度、実地調査を行うこととし、空白期間を大幅に短縮するとともに、実地調査をしない年度については、毎年提出される財務関係書類等により、経営実態等を確認することとしている。
				保健福祉部子育て支援課		実地調査を行わない年度は、学校法人から毎年度提出される資産総額の変更届や補助金の実績報告等に添付される財務関係諸表により法人の運営状況や経営実態を確認し、異常が認められれば、随時法人の状況を確認し、指導・助言を行うとともに、必要に応じて実地調査計画に反映することとする。

番号	監査年度	区分	項目	所管部局担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等
6	27	意見	法人監事との連携について	総務部私学文書課 保健福祉部子育て支援課	監事と所轄庁とがよく連携し、法人運営に関する情報等を共有することは、まず双方の職務の遂行にとってそれぞれ有益であると思われる。加えて、このような連携を通じて、監事による監査と所轄庁による指導監督とのいわば「相乗効果」も期待できるものと考えられる。 このため、所轄庁と監事が問題認識を共有できる方策を検討していくことが望まれる。	これまでは実地調査の結果を法人代表者に通知していたが、平成27年度からは、監事に対しても、平成28年3月18日付けで子育て支援課長から、平成28年6月9日付けで私学文書課長から、それぞれ通知することにより、県との問題認識を共有できるようにした。
7	27	意見	不明法人を除く清算未了の法人の対応について	総務部私学文書課	平成20年に公益法人制度改革関連三法が施行され、新制度に移行することとなった。 このことにより、旧制度で公益法人であった法人は新たな法人形態に移行又は解散する必要があり、新制度への移行をしない場合には解散して清算することとなる。 県では、新制度に移行しなかった法人はすべて解散しているものの、清算手続未着手が8件あり、そのうち4法人は法人の実態がないため、清算が困難な状況となっている。 解散後の法人の清算は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第65条に基づき裁判所の監督に属することとされ、旧主務官庁である県には、法的には現在監督責任がない一方で、旧主務官庁が必要に応じて清算の結了に協力することが適当という内閣府の通知(平成25年10月31日付け)もあることから、裁判所の要請に限らず広く情報収集を継続し、清算手続きの完了に向けて、引き続き取組みを継続してもらいたい。	県は法的に現在監督責任を有していないが、引き続き、法人の利害関係人や裁判所等から要請があれば、清算手続に協力する方針である。
8	27	意見	法人が遵守すべき要件を満たしていない場合の対応に関するフォローアップについて	総務部私学文書課	県では、公益法人が遵守すべき要件(公益目的比率50%以上、収支相償等)について、毎年度確認を行い、未達成の項目については今後の対応方針を求めている。 しかしながら、平成27年度以降、公益法人移行3年目、4年目となる法人も現れていることから、収支相償への対応方針が実行できていない法人も現れると予測される。 このため、継続して収支相償を満たしていない場合は、対応方針として報告した内容が実行されたのか、実行されていない場合は、その理由等の分析をしたうえで指導していくことが望まれる。	内閣府が発出している「定期提出書類の手引き(公益法人編)」(最終改訂:平成28年3月11日)のとおり、実績報告書類に余剰金の「解消計画の実績と資金使途を説明する書類」を添付することになっており、引き続き、当該書類により解消されなかった原因を把握のうえ、原因に応じた助言や指導を行うこととしている。
9	27	意見	決算関係書類等の受領について(消費生活協同組合関係)	県民環境部県民生活課(地方局総務県民課)	消費生活協同組合法第92条の2により毎事業年度、決算関係書類等を行政庁に提出することとなっているが、受理する際、定期提出書類の提出漏れを防止するため、受理簿を活用することが望まれる。	平成29年1月13日付けで発出した課長通知により、県庁県民環境部県民生活局県民生活課が従来から使用している受理簿の様式を、平成28年度から各地方局総務県民課でも共有している。
10	27	意見	決算関係書類等の法定要件等の確認について(消費生活協同組合関係)	県民環境部県民生活課(地方局総務県民課)	総(代)会の定数要件、成立要件などの法定要件の確認漏れの防止のために、確認作業の内容と実施結果を書面上に残すとともに、県民生活課と各地方局総務県民課が連携して、チェックリストを共有し、行政事務の均一化、効率化を図ることが望まれる。	平成29年1月13日付けで発出した課長通知により、県民生活課及び中予地方局総務県民課が従来から使用しているチェックリストの様式を、平成28年度から県民生活課及び各地方局総務県民課でも共有し、全県的に事務の均一化、効率化を図った。
11	27	意見	定期提出書類を利用した監督について(消費生活協同組合関係)	県民環境部県民生活課(地方局総務県民課)	定期提出書類である決算書類は、数値の整合性等を確認しているが、財務分析まで実施できない状況にある。 このため、財務分析(勘定残高、財務比率の経年比較、同規模の他組合との比較等)を行うことで経営上の問題点を早期に発見するとともに、必要に応じて計画していた実態調査のスケジュールを組み替えるといった対応をとることが望まれる。	平成28年度から、研修所が実施する「経営分析基礎講座」を活用し、担当職員が財務分析手法等の能力向上を図っている。 また、実態調査実施計画については、計画策定後も、組合の財務状況等に応じて適宜見直しを行い、経営上の問題に早期に対応することとした。 なお、調査実施計画は3年毎に作成しており、28年度は28～30年度の計画の初年度であるため、見直しはしていない。

番号	監査年度	区分	項目	所管部局担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等
12	27	意見	指摘事項が継続した法人に対する報告の徴収について (消費生活協同組合関係)	県民環境部県民生活課 (地方局総務県民課)	実態調査の結果、書面で業務改善を要請した事項について、改善状況を確認してフォローアップを行っているが、改善が進まず指摘事項が継続する法人に対して、消費生活協同組合法第93条の2を適用して法人から報告を徴収するかどうか検討する必要があるため、どのような状況であれば、報告の徴収の適否を検討すればよいのか、一定の基準を設けることが望まれる。	平成28年度から、実態調査において前回の指摘事項が改善されていなかった場合は、改善計画書において改善時期を明確にした上で、改善に取り組むように要請するとともに、当該改善時期を経過しても改善の報告がない場合は、必要に応じて法第93条の2の規定に基づく報告徴収を実施することとした。
13	27	意見	監事との連携について (消費生活協同組合関係)	県民環境部県民生活課 (地方局総務県民課)	監事監査を有効に機能させるためには、県と監事との連携が重要と考えられる。組織の適正な運営のため、法人への要改善事項については、監事へ通知して対応を促すことが望まれる。	実態調査の結果に基づく業務改善要請の文書は、組合の代表者である理事長宛てに発出しているところであり、当然ながらその内容については役員(理事及び監事)にも報告されているものと考えられるが、より確実な改善を促すため、平成28年度の実態調査より、当該文書において、監事の出席する理事会において対応を協議するよう求める旨の記述を追加した。
14	27	意見	会計経理の確認について (消費生活協同組合関係)	県民環境部県民生活課 (地方局総務県民課)	平成20年4月1日施行の改正消費生活協同組合法施行規則により、組合の会計は基本的に企業会計の基準に準拠することとなった。このことを受け、「退職給付会計」、「減損会計」等の新会計が導入されたが、会計処理が複雑となったため、会計処理が適正に行われているかを確認する職員の会計知識の向上が必要と考える。 このため、組合の決算書類を確認する職員に対して、必要な会計知識や財務分析の手法を習得する研修等の仕組みを設けるとともに、所管課に経験・ノウハウを蓄積するために、実施した内容を書面で作成することが望まれる。	厚生労働省では、平成28年度から消費生活協同組合行政担当者全国会議を開催し、各都道府県担当者向けに国の検査手法等に関する説明を行っており、同会議へ担当職員を参加させることにより業務知識の習得を図った。 また、研修所が実施する「経営分析基礎講座」を活用するとともに、研修内容等の共有化や引継ぎを確実に実施し、担当職員の財務分析手法等の習得に努めた。
15	27	意見	組合の経理能力向上について (消費生活協同組合関係)	県民環境部県民生活課 (地方局総務県民課)	組合の会計処理の更なる適正化を図るためには、各組合の経理能力の向上にかかる取組が重要と考える。 このため、研修の開催など、組合の能力向上のための施策を行うことが望まれる。	決算関係書類等の提出書類の確認や実態調査において、適正な会計処理が行われているかを確認し、不適正な会計処理が認められた場合は、適正な処理方法を指導することにより、組合の経理能力の向上に資するよう努めた。 また、愛媛県生活協同組合連合会では、組合事業や運営に関する知識向上を図る事業として、会員生協に対する研修等を行っていることから、平成29年2月2日に実施した実態調査において、同連合会に対し、組合の経理能力向上に向けた取組の実施について働きかけを行った。
16	27	意見	設立や定款変更等の許認可手続について (中小企業団体、商店街振興組合連合会)	経済労働部経営支援課 (地方局商工観光室)	県では、中小企業等協同組合の設立の認可に当たっては、平成21年3月に取扱い等を通知している。 この通知では、認可の基準を示しており、このことに基づいて各所管課で審査を行っているが、チェックリストについて共有できていない状況である。 このため、法定要件の充足を確認するチェックリストなどについては、各地方局で共通のチェックリストを作成し活用することが望まれる。	平成28年10月19日以降は、新たに作成した共通のチェックリストにより全地方局で審査を行い、審査の平準化を図った。
17	27	意見	定期提出書類が提出されない場合のフォローアップについて (中小企業団体、商店街振興組合連合会)	経済労働部経営支援課 (地方局商工観光室)	各組合は、中小企業等協同組合法第105条の2第1項、中小企業団体の組織に関する法律第5条の23、商店街振興組合法第82条に基づき、事業報告書、財産目録等の決算関係書類を提出することとなっている。 現状として、中央会及び県で指導を行っているものの、3年間継続して提出がない組合がある。 このため、定期提出書類が提出されない組合については、組合の実態を把握したうえで、県の対応方針等を文書化し、フォローアップすることが望まれる。	決算関係書類未提出組合について、各所管行政庁において提出されていない経緯や指導状況、対応方針等を作成することとし、今後はこれを基に、各組合の指導やフォローアップを行うこととした。

番号	監査年度	区分	項目	所管部局担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等
18	27	意見	担当部署の監督能力の向上について (中小企業団体、商店街振興組合連合会)	経済労働部経営支援課 (地方局商工観光室)	中小企業団体の許認可及び指導監督の担当部署は、県庁及び地方局にまたがっており、事務的にも高度な専門的知識が必要なのであり、各担当のスキルアップは必須であると認識するが、現状は、各担当者がそれぞれ取り組んでいるだけで、国等が主催する制度的な研修は行われていない。 このため、当該業務を実施するうえで必要なスキルを確保するために、各機関の担当者がさらに連携を深めることが望ましい。	現在、電話や回覧板等を有効活用し、情報共有に努めるとともに、重要な事項については、適宜文書を発出するなど、各担当の知識等の平準化を図っているところである。今後とも、このような対応を通じて更に連携を深め、各担当のスキルアップにつなげることとしている。
19	27	意見	組合の監督について (土地区画整理組合)	土木部都市計画課	県では、毎期提出される事業報告書等に基づき、事業計画の進捗状況を把握している。 東温市志津川土地区画整理組合の事業計画は、平成27年度が最終年度となっているが、平成24から26年度までの販売保留地の公募申込状況が65.26%となっている。 このため、所管庁として特に事業計画の達成状況については注視して、指導監督していくことが望まれる。	東温市志津川土地区画整理組合から、保留地の販売が27年度中に完了となる見込みがないため事業施行期間の延長(平成34年3月31日まで)と資金計画の変更に係る変更認可申請があり、平成28年3月4日付けで認可を行った。 今後は、期間内に販売達成できるように、状況確認を実施するとともに、必要に応じて、指導監督を行うこととしている。
20	27	意見	行政財産目的外使用許可(許認可の内容)について	総務部総務管理課	県では、地方自治法第238条の4第7項の規定により行政財産の使用を許可することができる場合は、その本来の用途又は目的を妨げない限度であり、かつ、公用又は公共の用に供する目的で使用する場合等、行政財産の使用許可基準を定めている。 現在の基準では反社会的勢力ではないことについて基準を設定していないことから、目的外使用許可及び貸付の要件について、検討が望まれる。	反社会的勢力ではないことを条件とする旨の取扱いを明確にするため、使用許可書の様式について見直しを行い、平成29年1月30日付けで、全庁へ通知した。
21	27	意見	行政財産目的外使用許可(減免)について	総務部総務管理課	使用料の減免について、現在は、県に申請者から使用許可の申請書が提出されたのち、県が使用者の条件や使用状況から、減免する範囲を決定している。 本来であれば使用者から減免を申請し、申請の内容から、県が減免の可否を判断すべきと考える。 このため、県に対し減免の申請をする手続きのルール化について検討が望まれる。	使用料の減免については、使用許可申請書の内容から使用目的等により可否の判断が可能であり、現行の取扱いで問題ないものと考えている。
22	27	意見	行政財産目的外使用許可(手続き)について	総務部総務管理課	「愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則等の一部改正に伴う事務処理について」において使用許可書の標準書の様式を示しているが、使用を許可することに支障がないと判断する根拠を明確に記載する様式への変更が望まれる。	使用を許可することに支障がないと判断する根拠については、使用許可の決裁時に作成する決裁文書の中で整理することとしているため、現行の取扱いで問題ないものと考えている。
23	27	意見	行政財産目的外使用許可(手続き)について	総務部総務管理課	現在、使用許可の要件について反社会的勢力ではないことを条件としていないことから内規改正のうえ、許可時に使用許可を受ける者に提出させる「確認書」及び許可書に記載する使用許可条件にも記載を追加することについて検討が望まれる。	反社会的勢力ではないことを条件とする旨の取扱いを明確にするため、使用許可書の様式について見直しを行い、平成29年1月30日付けで、全庁へ通知した。
24	27	意見	行政財産目的外使用許可について	教育委員会文化財保護課	県の出資団体である埋蔵文化財センターに対する使用許可書について、建物部分の行政財産使用料を免除している等の記載はなく、使用料の決定方法が不明瞭であることから、使用許可書にも明確に記載することが望まれる。	平成28年4月以降、使用許可書に建物使用料の免除を明記するとともに、土地使用料の算定方法を記載することとした。
25	27	意見	愛媛県イメージアップキャラクターみきゃん使用許可(継続管理)について	企画振興部広報広聴課	愛媛県イメージアップキャラクター「みきゃん」は平成24年に商標登録を行っている。 県では、この商標登録を根拠に「愛媛県イメージアップキャラクターみきゃん使用要綱」を制定し使用許諾を出しているが、商標については、有期限であるのに対し、要綱では期限の定めがない。 このため、商標の期限に合わせ、使用要綱にも期限を設けることが望まれる。	みきゃんの使用許諾については、商標法による商標登録に基づき行っているものではなく、県独自の制度として実施しており、商標登録の存続期間満了後も使用許諾は継続して行う予定であるため、商標権の存続期間に合わせた要綱の期限設定は行わない。 なお、他県が制定している同様の要綱においても、商標権の存続期間に合わせて要綱の期限設定を行っている事例はない。

番号	監査年度	区分	項目	所管部局担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等
26	27	意見	県立自然公園計画の公表について (自然公園 公園計画)	県民環境部自然保護課	優れた自然の風景地を保護するという自然公園の目的や、地域を指定して行為を制限していることなどから、利害関係者は広範であり、計画の内容は県民に影響を及ぼすものとなっている。しかしながら、県においては、現在県ホームページで本計画を公表していない現状がある。このため、県のホームページ等で公表について検討が望まれる。	従来から県のホームページで公開していた自然公園の区域図に加え、各公園計画をPDF化して、平成29年1月13日にホームページで公表した。
27	27	意見	公園の指定区域について (自然公園 公園計画)	県民環境部自然保護課	愛媛県立自然公園条例第5条2項において自然公園の区域を設定しているが、当初指定時の地図であることから、境界の地番等が明確でない箇所がある。このため、公園の指定区域について、現在の地番などが入っている地図上で明確にすることが望まれる。	法令では、区域図について地番等まで明確にすることを求めておらず、また実際の境界は地番で分かれているわけではないので、直ちに地番入りの区域図を作成する必要はない。 詳細な地図があれば利便性が高まるが、求められる事務処理は支障なく実施できている。 また、当初指定時の地図を現在の地籍図等に復元することは、多額の費用と相当の時間を要することから、当面の間は、個別の事務処理上確認できた内容を整理し、今後の事務に役立てることとする。
28	27	意見	公園の指定区域について (自然公園 公園計画)	県民環境部自然保護課	自然公園の区域については、愛媛県立自然公園条例第5条第1項の規定により知事が指定することとなっている。また、指定の解除及び区域の変更についても、同条例第6条第1項の規定により知事が行うこととなっている。 現在の区域は昭和31年から42年にかけて設定されたものであるが、区域を表す地図については、策定当初から変更されていない。大まかな地形は変わらないにしても、数十年の期間が経過すれば区域の状況は大きく変わっていると思われる。このため、地図情報を変更し、無届及び許可を得ない開発や新たな許可及び届出等に対し迅速な対応ができるようにすることが望まれる。	県立自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るために、条例等に基づき指定した区域であり、法令の規制をかけているため、区域の状況は大きく変わっておらず、直ちに地図情報を変更する必要はない。 また、当初指定時の地図を現在の地籍図等に復元することは、多額の費用と相当の時間を要することから、当面の間は、個別の事務処理上確認できた内容を整理し、各種手続に活用していくこととする。
29	27	意見	公園区域内の施設について (自然公園 公園計画)	県民環境部自然保護課	愛媛県立自然公園条例第35条1項に基づき、自然公園の利用のための施設を集团的に整備するため、公園計画に基づいて、その区域内に集団施設地区を設定している。 しかしながら、計画策定から長期間経過しており、利用計画に盛り込まれた施設の中には、取り壊されたものがあり現況と異なっている。 このため、利用施設の現況を踏まえ、その自然公園全体の風致の状況、来客数などの利用状況を勘案し、利用計画の変更について、検討を行うことが望まれる。	県条例に基づき設定されている公園計画やその中の利用計画及び集団施設地区は、将来を見据え、用途や区域を指定しているものであり、計画の趣旨に反しない限り、既存施設が取り壊される等の個々の変更をもってすぐに計画を変更する必要はない。 また、公園事業として施設を設置する際には、公園計画の内容等を満たした上で、愛媛県立自然公園条例第9条等の規定により、事業決定等の承認を得ることとされているほか、必要に応じて環境審議会に付議することとなっているため、適切な整備は担保されている。 なお、地元市町とも更なる連携を図るとともに、計画外の施設の建設等、利用計画の見直しの必要性が生じた場合は対応を検討することとしている。
30	27	意見	利用状況の検証について (自然公園 公園計画)	県民環境部自然保護課	愛媛県立自然公園条例第21条、22条において指定地域の利用を制限しているが、現在、利用状況を把握する手段が確立されていない。 公園計画の見直しを検討するうえで、利用状況の確認は重要と考えられることから、公園の利用状況について確認する方策を検討することが望まれる。	営造物でできた都市公園とは違い、自然公園は国有地や私有地等も含め広大なエリアを地域指定している。そのため、利用者数については施設利用者数や特定日の利用者数等から推計するに留まっており、正確に把握することは困難である。 このような中、自然公園指導員等によるパトロールや一般利用者からの通報等に速やかに対処するなどして適切な公園利用を確保しているところであり、今後は、地元市町と更に連携を図り、可能な限り利用状況の把握に努めることとしている。

番号	監査年度	区分	項目	所管部局担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等
31	27	意見	第3次愛媛県イノシシ適正管理計画の実績確認の手法について	県民環境部自然保護課	<p>第3次愛媛県イノシシ適正管理計画の保護管理の目標は、農林作物等被害額を平成5年度のレベルに抑えとし、個体数管理に関しては、平成17年度から22年度の平均捕獲頭数の2.4倍である年間25,000頭を目標に捕獲に努めるとしており、これらに対する実績は、イノシシの捕獲数で確認されている。</p> <p>しかし、イノシシの生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させるには、幼獣及び成獣のメスの数のコントロールにより、一層高い効果が期待できる。</p> <p>このため、捕獲された個体に幼獣及び成獣のメスがどの程度の割合で含まれているのかについて、併せてモニタリングすることが望まれる。</p> <p>また、目標捕獲数については、モニタリング調査結果に基づき必要に応じて見直すこととされているため、幼獣、成獣のメス、成獣のオスという区分で目標数値を設定することについて検討が望まれる。</p>	<p>① 今後はイノシシの幼獣と成獣別に捕獲数を報告するよう、狩猟者、市町及び関係団体に平成29年3月28日付け協力依頼を發出し、捕獲区分別のモニタリングに取り組むこととした。</p> <p>② 目標数値の設定については、捕獲効果を一層高めるため狩猟者、市町及び関係団体に幼獣及び成獣のメスの捕獲を優先させるような意識啓発に努めるが、現状のところメスを集中的に捕獲する等、区分別の捕獲技術が確立していないので、対応することができない。</p>
32	27	意見	第3次愛媛県イノシシ適正管理計画における生息地整備施策の検討について	県民環境部自然保護課	<p>保護管理の目標(農林作物等被害の減少)を達成するためには、捕獲だけではなく、人による生産活動とイノシシの生息場所の棲み分けができる環境づくりを進める必要がある。</p> <p>このため、生息地の保護及び整備に必要な施策についても計画に明記することが望まれる。この点については、科学的・計画的な保護管理を行うため、各施策の実施、モニタリングと評価、施策の見直しを繰り返して長期的に取り組むことが必要と明記されることとまっている。</p> <p>また、計画の推進体制には、市町や関連団体と連携・協力するとされていることから、次回改訂の際には、生息地の保護及び整備に関する施策の担当部署についても記載することが望まれる。</p>	<p>イノシシ生息地の保護及び整備に関する事項については、最小限必要と考えられる施策は記載しているが、施策の担当部署を明記していない。このため、平成29年度からの次期計画には、担当部署を含め詳述した。</p>
33	27	意見	第2次愛媛県ニホンジカ適正管理計画の実績管理の手法について	県民環境部自然保護課	<p>第2次愛媛県ニホンジカ適正管理計画の保護管理の目標では、県内の主な個体群が存在する、東予東部、東予西部及び中予北東部、南予南部の3地域を重点的に管理するとともに、他の区域についても一体的に管理して被害区域の拡大を抑制するとし、個体数管理に関しては、計画終期に適正頭数になるよう年間3,500頭を目標に捕獲に努めるとしており、これらに対する実績は、ニホンジカの捕獲数で確認されている。</p> <p>しかし、ニホンジカの生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させるには、幼獣及び成獣のメスの数のコントロールにより、一層高い効果が期待できる。</p> <p>このため、捕獲された個体に幼獣及び成獣のメスがどの程度の割合で含まれているのかについて、併せてモニタリングすることが望まれる。</p> <p>また、目標捕獲数については、モニタリング調査結果に基づき必要に応じて見直すこととされているため、幼獣、成獣のメス、成獣のオスという区分で目標数値を設定し、県が実施する捕獲事業にターゲットを設けることについて検討が望まれる。</p>	<p>① 今後はニホンジカの幼獣と成獣別に捕獲数を報告するよう、狩猟者、市町及び関係団体に平成29年3月28日付け協力依頼を發出し、捕獲区分別のモニタリングに取り組むこととした。</p> <p>② 目標数値の設定については、捕獲効果を一層高めるため狩猟者、市町及び関係団体に幼獣及び成獣のメスの捕獲を優先させるような意識啓発に努めるが、現状のところメスを集中的に捕獲する等、区分別の捕獲技術が確立していないので、対応することができない。</p>
34	27	意見	第3次愛媛県イノシシ適正管理計画におけるモニタリングについて	県民環境部自然保護課	<p>第3次愛媛県イノシシ適正管理計画について、農林作物等被害の減少という目標に対し、イノシシの捕獲数だけではモニタリングとして不十分である。</p> <p>このため、居住地区への出現、耕作放棄地の実態なども含めてモニタリングを行い、対応策を検討することが望まれる。</p>	<p>鳥獣別の農林作物被害は、イノシシが全体の約6割を占めていることから、捕獲数と農林作物等被害状況はモニタリング項目として重要と考えており、居住地への出現及び耕作放棄地の実態についても、引き続き情報収集し、これらを含めて対策を検討することとしている。</p>
35	27	意見	第2次愛媛県ニホンジカ適正管理計画におけるモニタリングについて	県民環境部自然保護課	<p>第2次愛媛県ニホンジカ適正管理計画について、農林作物等被害は把握しているが、森林被害は算定が困難であることから把握されていない。</p> <p>このため、被害状況について、被害面積や森林組合へのヒアリングなど、何らかの方法でモニタリングした上で分析することが望まれる。</p>	<p>現行の計画策定時に、森林被害の算定はされていなかったが、平成25年度から本県独自の方法で森林被害額の推定等を行っていることから、平成29年度からの次期計画には反映させた。</p>

番号	監査年度	区分	項目	所管部局担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等
36	27	意見	効率的な事業実施体制について	県民環境部自然保護課	県では、狩猟に関する免許、登録事務は地方局森林林業課で行っている。農地・住宅地以外の自然環境や森林環境の変化と野生生物の実態についての数値化されていない暗黙知が施策の実施上は重要であるように思われる。 このため、計画策定部署である自然保護課と十分に情報交換をし、実施すべき施策を決定し、効率的に実施する体制を構築することが望まれる。	各種の施策や事業の実施に当たっては、これまでも、本庁自然保護課、地方局・支局の森林林業課及び産業振興課、県鳥獣害防止対策協議会等の関係機関や団体が連携及び情報交換を密にし実施してきた。 今後も綿密な情報交換に努め、更なる連携強化を図りながら、各種計画の実現に向けた施策を展開していく。
37	27	意見	狩猟免許保持者について	県民環境部自然保護課	第3次愛媛県イノシシ適正管理計画、第2次愛媛県ニホンジカ適正管理計画の達成状況を表す目標として、狩猟免許保持者を5千人台にする、というものがある。新たな免許保持者を増やすことは重要であるが、狩猟免許保持者が高齢化していく現状を考えると、実際に捕獲する人数を示す狩猟者登録数を指標とすることが妥当である。	鳥獣の捕獲については、狩猟と有害鳥獣捕獲の2通りの方法があり、現状は有害鳥獣捕獲が狩猟の捕獲数を大幅に上回っていることから、狩猟者登録数に限定すると指標の妥当性を欠く恐れがあるので、従来どおり、狩猟と有害鳥獣捕獲の両方を反映できる狩猟免許保持者を指標とした。
38	27	意見	特定希少野生動植物捕獲許可に関する許認可事務の検証(審査)について	県民環境部自然保護課	特定希少野生動植物の捕獲に関する許可申請にあたり、本人確認が実施されていない。捕獲や採取行為が許可内容と相違した場合などは、罰則規定が適用されることから、原則として許可を受ける者の本人確認を行うことが望まれる。	平成28年度からは申請者の本人確認が明確にできない場合などは、必要に応じて申請者の所属する大学等研究機関などに問い合わせ、申請者の本人確認を行うこととした。
39	27	意見	特定希少野生動植物捕獲許可に関する許認可事務の検証(継続管理)について	県民環境部自然保護課	特定希少野生動植物の捕獲に関する許可期間は、1年以内を目安にしているとのことであり、1年を超える調査を行う場合には、年度毎に許可申請をしていることも自然環境保護の目的から妥当と思われる。しかし、許可期間の限度を明確に規則として定めていないため、不服申立て等の審査請求があった場合に、抗弁できない恐れがある。 このため、許可期間の運用について、明確に規則等に記載することが望まれる。	当該許可は、原則捕獲等が禁止となっている野生動植物の捕獲を学術研究又は繁殖の目的等に限り許可するものであり、許可に当たって付する条件として、個別の事案に応じた捕獲等の有効期間を決める必要があることから、その性質上許可の期限を一律に規定することはできない。 なお、四国の他3県においても、条例、規則等に許可期間について規定はない。
40	27	意見	計量に関する検定・検査に関する手数料収入の見直しについて	経済労働部産業政策課(計量検定所)	愛媛県手数料条例に定める特定計量器検定手数料等は、非課税扱いとされていることから、その後の消費税率の変更にかかわらず、平成12年に自治事務として移管された時点の水準で据え置かれている。また、計量器が使用されている場所に出張して行う所在場所検定・検査の場合でも検定手数料等は同額であるが、これについては、出張に関する経費及び運搬に要する経費を加算することについては、検討が望まれる。	計量事務に係る手数料については、国の通知(平成11年3月16日付け機計第7号「計量法関係手数料の算定式等について」)に基づき算定しており、今年度、県の人件費及び物件費等を用いて試算した結果、人件費の上昇に伴ってほとんどの項目で5～10%程度増額すべき結果となった。この結果や中四国の他県の状況等を勘案して引上げが妥当と判断し、今年度中に条例を改正する。(平成29年4月1日施行) また、所在場所検定を行った場合の出張や必要機器の運搬に関する経費については、意見のとおり受検者に応分負担させることとし、今年度中に要綱を改正する。
41	27	意見	公印・証票等管理手続きの適正化について	経済労働部産業政策課(計量検定所)	特定計量器の合格を示すために用いる出張先で交付が必要となる合格シールは、公印・証票等持出管理簿により管理されている。この管理簿は、出張先で交付が必要となる際は、持出数量と持帰り数量を管理する様式になっているが、合格シール自体の残高は、公印・証票等管理台帳をもとに手書きで記載されており、在庫分も合わせた合格シール全体を適正かつ効率的に把握・管理する状態となっていない。 このため、持帰り後の残高記載欄を設け、残数量との照合も同一の書式で行うなど、合格シール全体を効率的に管理できる様式への変更について、検討が望まれる。	平成27年度までは別々の帳票で管理を行っていた合格シール・不合格シール・不合格票を、28年度からは、使用日毎・種類毎の持出数量、持帰り数量、貼付等数量を一枚の帳票に記入する様式に改めることにより、一元管理が行えるようにした。 また、残数量については、毎月集計を行い、把握することとした。

番号	監査年度	区分	項目	所管部局担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等
42	27	意見	松山港地域物流マネジメント計画の進捗状況の確認及び見直しの必要性について	経済労働部産業政策課	<p>松山港地域物流マネジメント計画は、全国先駆的事例として、松山港地域関係者で構成される地域物流マネジメントモデル計画策定調査松山地区研究会による詳細な分析に基づき、綿密な実施計画として策定されたものであり、当時計画されたコンテナ関連施設などの建設や、各種の取組みが行われ、予定された成果は上がっていると評価されている。</p> <p>計画策定は平成11年であり、計画の成果を計る時期も平成15年とされているが、計画策定直後から、しまなみ海道の開通などにより情勢が変化している。当計画は、事業実施に影響のある情勢の変化に対応して変更されるべきものであり、また、少なくとも平成15年の実績に対して、結果を評価し、他計画に統合するなどの検討を行うべきであった。</p> <p>しかし、県独自の計画ではないこと、大規模な調査を元に策定されており、改訂に必要な再調査にも多額の費用が見込まれることなどの事情から改訂されなかったが、計画に沿って実施される県事業も完了していないことから、そのまま置かれたものと思われる。</p> <p>今後、多団体が関与する計画の策定にあたっては、PDCAの仕組みを組み込み、終期を定めて情勢の変化に対応できるようにするなど、計画の実効性が保たれる仕組みを内包した計画とすることが望まれる。</p>	<p>当計画に記載されたハード整備が平成28年度末に完成、29年度に共用開始の予定であることから、今年度(平成28年度)末をもって当計画は廃止し、県ホームページからも削除する。</p> <p>今後は、コストやマンパワーを考慮し、県長期計画及びアクションプランのなかで戦略的な海外展開として包括的に取り組み、PDCAサイクルにより適宜見直しをしていきたいと考えている。</p>
43	27	意見	企業立地促進法に基づく基本計画の成果検証・公表方法の改善について	経済労働部企業立地課	<p>企業立地促進法に基づく基本計画の成果について、計画に対する達成状況を公表していないが、目標値を定めて計画を公表していることから、全ての数値目標についての実績を開示するとともに、地域産業活性化協議会で行われた分析結果及び計画との乖離理由についても開示することが望まれる。</p>	<p>現基本計画策定時(平成25年度)に、市町・金融機関等で組織する地域産業活性化協議会を公開により開催し、数値目標についての実績及び計画との乖離理由等について公表している。</p> <p>また、来年度、次回計画を策定(5年計画)することとなるが、この際にも現計画に対する実績及び計画との乖離理由について、地域へ協議会から公表するほか、適切な時期に県ホームページにおいても公表することとしている。</p>
44	27	意見	松山地域雇用開発計画で設定した目標と成果の検証について	経済労働部雇用対策室	<p>松山地域雇用開発計画は、国からの地域雇用開発奨励金を適用するための側面が大きく、当計画により利用可能となった助成制度(地域雇用開発奨励金)が県の実施する政策に影響する可能性があることから、助成制度をどのように県の雇用政策の中に位置づけるのか検討することが必要と思われる。</p> <p>このため、次の3点について、実施することが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域雇用開発奨励金の利用実績を愛媛労働局へ問い合わせる。 ・地域雇用開発奨励金の利用可能な地域と、利用できない地域を調査し、利用できない地域に対して県独自の対策を実施する必要があるかについて検討する。 ・新規雇用人数につき、1,600人という目標値に対する達成状況を適時に確認する。 <p>これにあたっては、求職者数の推移なども含めて総合的に雇用状況への影響を検討する必要がある。</p>	<p>平成28年度からは、地域雇用開発奨励金の利用実績及び新規雇用人数の目標値に対する達成状況を、半年毎に愛媛労働局から利用状況等を提供してもらい確認する。</p> <p>地域雇用開発奨励金を利用できない地域は、主に東予地域となっているが、当奨励金は、求職者の総数に比し雇用機会が不足している地域等が対象となっており、東予地域は、中予・南予地域より有効求人倍率が高く、対象要件に該当しないため、現状が適切であると考えていることから、県独自の対策は考えていない。</p>
45	27	意見	障害者就業・生活支援センター指定後の継続管理について	経済労働部労政雇用課	<p>障害者就業・生活支援センターとして指定後、同センターで実施する事業については、福祉担当部署が管理しており、指定担当部署は運営実績等を確認することとまっているため、業務を適正かつ確実に実施することができない場合に、指定を取り消すための必要な確認が困難な状態となっている。</p> <p>このため、指定担当部局は施設の運営状況の適否をどのように確認しているかについても、福祉担当部署から意見を聴くなど、継続して指定の基準を満たしていることを確認することが望まれる。</p>	<p>雇用対策室長が、平成28年度から愛媛労働局に設置された障害者就業・生活支援センター事業評価委員会の委員となり、各センターの活動状況やその成果を測定・分析し、センター事業の目的に照らしてその効果を確認、評価している。</p> <p>また、各障害者就業・生活支援センターにおいて年2回程度開催されている各関係機関との連絡会議及び愛媛労働局において年1回開催されている障害者就業・生活支援センター連絡会議に出席し、各センターでの支援状況等を確認している。</p> <p>福祉担当部署である障がい福祉課とは日頃から情報共有を図っているが、今後は同課の意見を参考にし、障害者就業・生活支援センターの運営管理を適切に行う。</p>

番号	監査年度	区分	項目	所管部局担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等
46	27	意見	旅行者・旅行者代理業者の登録要件確認の適正化について	経済労働部観光物産課	県が旅行業者の登録事務を行う際の登録要件のうち、財務関連書類等を確認したところ、注記表の添付を求めておらず、退職給付引当金の取り扱いなど経営状況の健全性判断に大きな影響のあるものについて、不明なものが多い。 このため、少なくとも、中小企業の会計に関する指針に沿った計算書類の提出を求めることが望まれる。	旅行業の登録事務を行う際の添付書類は、旅行業法、同法施行規則等で定められており、注記表の記載はないことから、これまで添付を求めていなかったところであるが、御意見の趣旨を踏まえ、国・他県の状況等も確認の上、注記表の添付を求めることについて検討する。
47	27	意見	愛媛県観光振興基本計画で推進する施策を所管する県の担当部署を同計画に記載することについて	経済労働部観光物産課	愛媛県観光振興基本計画の推進体制の整備と運用状況の確認について、本計画の効果的な推進のためには、県民や観光関連事業者、観光関係団体、各市町など観光に関わる各主体がその役割を果たし、協力、連携しながら施策を推進していくことが不可欠、と記載しており、観光振興基本計画策定検討委員会を設置して目標達成状況及び各施策の推進状況を確認している。しかし、県が実施する施策については、どの部署で担当するのか、計画を見る県民や旅行事業者にはわからない状態となっている。 このため、改訂の際には施策を所管する県の担当部署を記載し、説明責任の向上を図ることについて、検討が望まれる。	愛媛県観光振興基本計画において県が実施する施策は、今後5年間で県として取り組む施策を幅広く記載したものであり、策定時点で所管部局がまたがる施策や、今後関係部局間で役割分担を調整の上進める施策があるほか、組織改正により所管部局が変動することもあることから、計画本文において県の担当部署の記載はしていない。 なお、観光振興基本計画に基づく施策の実施状況を毎年公表していることから、第2期計画に係る報告となる平成28年度分の報告(平成29年度公表)から、担当部署の記載も含め、より分かりやすい報告となるよう取りまとめ、公表することとしている。
48	27	意見	他の観光関連計画を愛媛県観光振興基本計画へ反映することについて	経済労働部観光物産課	観光関連の計画には、愛媛県観光振興基本計画のほかにも広島県、山口県と合同で策定した外客来訪客促進計画があり、外国人観光客の誘致施策に取り組んでいる。当計画の施策の展開等にも東アジアを中心とした外国人観光客を特に力を入れるターゲットとして記載していることを考慮すると、外客来訪促進計画は、当計画の施策の一部を担うものでもあるが、外客来訪促進計画との関連についての記載は確認できなかった。 このため、観光振興基本計画以外の観光関連計画であっても、当計画の推進施策に明記することについて、検討が望まれる。	愛媛県観光振興基本計画以外の観光関連計画については、代表的なものを選択し、計画本文に記載している。(第2期愛媛県観光振興基本計画の4Pに、第六次愛媛県長期計画、愛媛県経済成長戦略2010及び愛媛県版まち・ひと・しごと創生総合戦略の3つを、代表的な計画として記載)
49	27	意見	愛媛県観光振興基本計画に掲げた数値目標に対する成果の検証について	経済労働部観光物産課	愛媛県観光振興基本計画には、将来到達目標(数値目標)として、観光入込客数(総数)、宿泊客数、観光客消費額等が掲げられているものの、毎年公表する施策実施状況報告書には、観光客総数の推移以外の指標は掲載されておらず、成果の検証が困難な状態となっている。 このため、目標とする指標とその実績について、実績の分析とともに、計画の掲載部分に合わせて県のホームページ等へ掲載することが望まれる。	平成27年度の実施状況報告書では、観光振興基本計画の将来到達目標として掲げている観光入込客数(総数)、県外観光入込客数、宿泊客数、外国人宿泊客、観光客消費額の各項目について、全て実績値を記載している。 また、県で例年取りまとめのうえ公表(県HPにも掲載)している「観光客数とその消費額」において実績の分析等もっており、実施状況報告書についても、それに関する記載を追記することとしている。
50	27	意見	観光振興イベント等の効果的な実施について	経済労働部観光物産課	観光振興イベントや広報類の効果測定が難しいものであることは理解できるが、本来、事業はその効果を図りながら手法や実施の可否を検討するべきものである。 このため、イベント系の事業を実施する場合は、これまでの事業を継続するのか、実施方法を変えるのかの検討はもとより、その検討内容と事業の実績を合わせて記録・保管し、次の検討の参考にする取組が望まれる。	観光物産PRイベント等の事業については、事業実績を記録・保管するとともに、次年度の予算要求や事務事業評価等の際に、実績を踏まえた成果の検証と今後のあり方検討を行っており、今後でもできる限り効果測定をしながら、より効果的なイベントとなるように、事業展開を図ることとしている。
51	27	意見	えひめ国際化推進基本指針の改訂の必要性について	経済労働部国際交流課	えひめ国際化推進基本指針は、平成9年の策定以来改訂されておらず、その後の国際情勢の変動や県内の国際化の現状に対応していない項目も目立つなど、県民感覚では、当指針が現在も有効とは確信できない状態となっている。 また、当指針を総務省が都道府県に策定を求めている「多文化共生プラン」としても位置付けているとのことだが、それに関する記載も確認できない。 このため、多文化共生プランとして明確に位置づけたうえで、国際化の現状を踏まえて改訂することについて、検討が望まれる。	指針が策定された当時(平成9年度)と比較すると、現在は、グローバル化の進展により、経済や文化等各専門分野での国際化が大幅に進展しており、県がリーダーシップをとり国際化を進めるといふ策定当時の状況が変化し、各市町、庁内各部局が独自の戦略で国際化の取組みを進めている。 今後は、多文化共生や外国人向け防災教育等への対応が課題となっているため、指針の見直しに当たっては、多文化共生プランとしての位置付けを明示するとともに、市町や他部局が対応できていない新たな課題に絞って、県民の視点からどのように対応すべきかという観点について、平成29年度に実施予定の多文化共生をテーマとした公開フォーラムの実施結果等も検証の上、同年度中の指針の見直しを検討することとしている。

番号	監査年度	区分	項目	所管部局担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等
52	27	意見	えひめ国際化推進基本指針に基づき実施した取組成果の検証について	経済労働部国際交流課	えひめ国際化推進基本指針は、数値目標等は設定していないものの、指針に基づき実施する取組については、詳細に記載されている。しかし、これらの取組がどのように実施され、指針の示す方向性に関して機能したのか、成果検証は行われていない。このため、指針に基づいて実施した取組の成果を検証することが望まれる。	えひめ国際化推進基本指針よりも上位に位置する第6次愛媛県長期計画のアクションプランの一つに「国際観光・交流の振興」を位置付けており、各種取組の成果を4つの指標で検証している。このため、指針については屋上屋を架す状況となるのを避けるため、指標の設定は行わない。
53	27	意見	外客来訪促進計画に基づき実施した事業成果の検証について	経済労働部国際交流課	外客来訪促進計画に基づき実施している来訪促進事業では、愛媛・広島・山口の3県にまたがる「瀬戸内国際観光テーマ地区」への外国人観光客の来訪を促進するため、瀬戸内国際観光テーマ地区推進協議会が主体となって、外国のマスコミや旅行会社を対象に現地説明や広告宣伝を支援する事業を実施しているが、その事業によって、どの程度の来訪者の実績に結びついたのかという成果が不明な状態となっている。このため、来訪促進事業の実施成果を毎年の報告に加え、ホームページにも掲示することが望まれる。	実施成果等について、平成28年10月に県ホームページで公表済み。
54	27	意見	愛媛県の観光振興における外客来訪促進計画の位置付けと役割分担について	経済労働部国際交流課	外客来訪促進計画は、本県の観光振興施策の一部を担うものであるにもかかわらず、県全体の観光振興計画等では、当計画の位置づけや分担を明確に示す資料が公表されておらず、県民への説明責任を果たしているとは言い難い状況にある。このため、県全体の観光振興計画等の中で当計画が果たすべき役割等を明確に示す必要がある。また、観光庁が実施する広域観光周遊ルート形成促進事業に、当計画地域を含む「せとうち・海の道」が認定されており、新たに官民連携組織「一般社団法人せとうち観光推進機構」が設立される動きがあることから、他の外国人観光客誘致活動の動向を踏まえた事業規模等の見直しのほか、効果的な事業実施や役割分担についての再点検を行うことが望まれる。	外客来訪促進計画に基づく事業においては、広域観光周遊ルート形成事業が、当事業に参画する自治体全てを周遊するルートをモデルルートとしてプロモーションしているのに対して、しまなみ海道を軸とした広島県との2県連携や、2県+山陰（鳥取、島根）という新たなルート形成に向けたプロモーションを実施するなど、広域観光周遊ルート形成事業等の他の誘客事業の目的や手段、対象エリアやルート、事業規模等を勘案し、他事業との差別化を図った上で実施するとともに、事業内容の見直しを実施済み。
55	27	意見	土地収用事業認定制度の周知について	土木部用地課	公共事業実施の目的であっても、土地収用事業認定制度を利用するためには、認定手続きに必要な資料が多いこと、事業認定に要する期間が長いことを想定して事業を計画する必要があるが、本制度は限られた条件下で利用されることから、申請から認定までに長期間必要である点について周知されているとは言い難く、事業主体において申請から事業開始までの計画期間が短い場合には、計画どおりの事業を断念せざるを得ない恐れがある。このため、土地の収用手続きに関する知見を広めることにより、学校法人や社会福祉法人等が必要と考える公共事業が円滑に実施されるよう、次の点につき、検討が望まれる。 ① 土地収用手続きに必要な期間や作成する資料の分量などがイメージできる工程図を、県のホームページ上に公開する。 ② 学校法人や社会福祉法人に補助金を支出する県の担当職員や、実際の事務を担当する可能性のある市町職員に対し、研修などを利用して手続きの概要を周知する。	平成28年度から、県内の市町等が会員である「四国地区用地対策連絡協議会」主催の用地事務専任者研修において講義を行い、公共事業の用地事務を担当している職員に対し事業認定申請に係る留意事項を周知することとした。 なお、事業認定の申請に必要な期間や資料の分量などについては、案件ごとに異なるため、それらをイメージすることが可能な工程図等を公表することは困難である。
56	27	意見	愛媛県子ども読書活動推進計画の成果を表す指標の追加について	教育委員会生涯学習課	愛媛県子ども読書活動推進計画に示された主な課題には、公立図書館における児童書の貸出冊数など4つの項目を挙げているが、このうち地域や学校などで読み聞かせ活動等を行うボランティアについては、課題としているにもかかわらず、計画の数値目標として示した8つの指標には含まれていない。当計画の重点事項としてボランティアとの連携を掲げていることから、学校における読書活動ボランティアの導入実績を成果を測る指標に追加することについて、検討が望まれる。	現在の愛媛県子ども読書活動推進計画の期間が平成30年度までであるため、次期改定に当たり、学校における読書活動ボランティアの導入に関する数値を指標に追加することを検討する。

番号	監査年度	区分	項目	所管部局担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等
57	27	意見	愛媛県子ども読書活動推進計画の実効性について	教育委員会生涯学習課	愛媛県子ども読書活動推進計画には、読書活動推進のための方策として、「家庭」「ボランティア」「公立図書館と学校等」「県立図書館」「市町における読書活動推進計画」の項目ごとに、各種の施策を詳細に記載しているものの、計画全体の中でそれぞれの施策がどのようなプロセスで実施されるのかわかりにくい。 本計画の推進体制を明確にして各施策の実効性を確保するため、施策に対する具体的な取組みや事業を併せて一覧にして公表することについて、検討が望まれる。	愛媛県子ども読書活動推進計画の本文とともに資料として、県内における子ども読書活動推進に関する「特色のある取組事例」、「学校と公立図書館連携取組事例」及び「親子が共に取り組む事例」をホームページで公表した。
58	27	意見	愛媛県子ども読書活動推進計画における目標設定について	教育委員会生涯学習課	愛媛県子ども読書活動推進計画の数値目標のうち、県内公立図書館の設置率100%という目標は、公立図書館のない市町にとっては相当の財政負担が伴うことから、全ての市町で達成することは難しいと考えられる。 そのような地域であっても、県は、県立図書館職員が訪問して実態を把握し、県立図書館の図書の一括貸出や相互貸借などの支援制度を紹介し、全ての県民が図書館サービスを利用できる体制をとっているとのことである。 居住する市町に図書館が無くても、県の体制で相当な事業効果が得られるのであれば、目標を「公立図書館サービスの利用可能市町」とするなどの検討が望まれる。	県立図書館では、相互貸借、協力図書、遠隔地返却サービスなどにより県内市町図書館等を支援している。また、図書館未設置町へ出向き出張貸出等を行うことで読書環境整備の機運を高め、広く県民に図書館サービスが提供できるよう努めているところであるが、各地域での子どもの読書活動推進のためには公立図書館が全ての市町に設置されることが望ましい。現在の愛媛県子ども読書活動推進計画期間の5年間(平成26年～平成30年)においては、100%達成は非常に困難であるため、次期計画(平成31年～)では各市町の現況を把握及び分析の上、目標を「公立図書館サービスの利用可能市町」とするなど検討する。
59	27	意見	愛媛県子ども読書活動推進計画における達成困難な目標の取り扱いについて	教育委員会生涯学習課	愛媛県子ども読書活動推進計画は県全体を対象とすることから、各市町の計画策定を目標とすることに合理性はあるが、将来的にも達成が困難な市町もあるため、現況の分析と対応について計画に盛り込むことが望まれる。	市町における子ども読書活動計画の策定は順調に進んでおり、将来的に策定困難な市町があるとは考えていないが、平成31年度からの次期愛媛県子ども読書活動推進計画の改定に当たり、市町の計画策定の状況及び策定できていない市町のフォローなど対応について検討する。
60	27	意見	美術館の収蔵品の館外貸出に係るチェックリストについて	教育委員会文化財保護課(美術館)	美術館の所蔵品の館外貸出の判断をするにあたり、愛媛県美術館管理規則第19条第1項に規定する要件を満たすことを確認したことを証するチェックリストの様式を作成し、添付することが望まれる。 なお、チェックリストには、判断を要する項目については、要件を満たす確認の内容についても記載する様式とすることが望まれる。	平成28年4月から、美術館の美術品等の館外貸出しを行う場合は、愛媛県美術館管理規則第19条第1項に規定する要件を満たすことが確認でき、かつ、判断を要する項目については、要件を満たすことについて確認した内容についても記載できる「館外貸出チェックリスト」を作成・添付し、貸出許可の決裁を受けることとした。
61	27	意見	美術館の収蔵品の50日を超える館外貸出について	教育委員会文化財保護課(美術館)	美術館の所蔵品の館外貸出については、愛媛県美術館管理規則第19条第4項で50日以内と規定されているが、実際には50日を超える館外貸出も行われている。 貸出決定の伺書あるいは決定通知には、例えば、貸出期間が60日であるならば、「展示期間に合わせ、50日を超える利用を認める」などの具体的な記述により、特別に認めたことを明示することが望まれる。 また、前に記したチェックリストの作成にあたり、日数の検討について記載することが望まれる。 なお、貸出期間が50日を超えることが多いことが実態であるのであれば、規則を改正し貸出日数をより長期間としたり、展示期間に10日を加えた日数、ただし1年を超えない、などとすることについて、検討が望まれる。	愛媛県美術館管理規則第19条第4項で、美術館の美術品等の館外貸出期間は、50日以内とされているが、同項ただし書で、館長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでないとしている。 平成28年4月から、美術館の美術品等の館外貸出しを行う場合は、「館外貸出チェックリスト」を作成し、チェックリストの項目である館外貸出期間のうち「50日を超えるが、やむを得ない理由が認められる」に該当する場合は、その理由を具体的に記載して、貸出許可の決裁を受けるとともに、決裁伺文にも貸出期間が50日を超えるがやむを得ない理由が認められることを明記することとした。 また、決定通知についても、特別に50日を超える利用を認めたことを明示することとした。 なお、貸出期間が50日を超えることが多いことが実態であるかどうかについては、同一展覧会が複数の開催館を巡回する「巡回展」の場合、各開催館の主催者が連名で一括して申請を行うため、結果として合計許可日数は50日を超えることが多くなっているが、各開催館ごとの許可期間は、過去5年間(平成23年度～27年度)の実績で、50日を超える事例は未だ全体の3分の1程度であることから、直ちに同規則の改正が必要とは考えておらず、貸出期間が50日を超える場合は、これまでどおり同規則第19条第4項ただし書の規定に基づき、館長が個別に判断することに対応する。

番号	監査年度	区分	項目	所管部局担当課・室	意見内容	意見に対する 対応状況・方針等
62	27	意見	美術館の所蔵品の館外貸出結果の効果検証について	教育委員会文化財保護課 (美術館)	美術館の所蔵品の館外貸出については、愛媛県美術館管理規則第19条第1項で、「美術に関する学術上の調査研究又は啓発のために特に必要と認められる」という要件が付されている。 貸出時には、企画内容の提示を受けているが、返還後、当要件にかかる効果の検証は行われていない。 貸出の要件となっている以上、効果の検証を行うことが望まれる。 なお、以後の貸出等の参考とするためにも検討結果については、相当期間の保管を検討することが望まれる。	従来から、図録や報告書等を作成している場合は、納本してもらい効果を検証しているところであるが、平成28年4月から、図録等を作成していない場合についても、チラシ、目録などの配布資料等の提出を求め、漏れなく検証できるようにした。 なお、納本された成果物については、これまでどおり資料室又は書庫で保管していく。
63	27	意見	美術館の所蔵品の特別利用に係る実績確認について	教育委員会文化財保護課 (美術館)	美術館の収蔵品が雑誌・書籍に掲載される場合、愛媛県美術館使用料条例第5条第2号の特別利用が適用されるが、特別利用者が掲載後の書籍等を送付してくる場合以外には、掲載の状況を確認していない。 このため完成品の寄贈を条件とすることが望まれる。 なお、日本美術全集のように、完成品が相当高価であるなど、寄贈が困難な場合は、掲載ページのコピーを提出してもらうなどの対応も合わせて検討するとともに、送付された完成品やコピーについては、リストアップして資料として保管することが望まれる。	これまでも、掲載書籍等の完成品の納本はお願いしているところであり、高価なため寄贈が困難な場合は、該当箇所のみ抜き刷りやコピーを提出してもらうようにしているが、平成28年4月から、確認できないケースが発生した場合は、漏れなく、再度依頼して掲載の状況が分かる資料を提出してもらうように徹底することとした。 また、納本された完成品やコピー等について、これまでどおりリスト化し、資料室又は書庫で保管していく。
64	27	意見	生涯学習センターの所蔵品の貸出について	教育委員会生涯学習課 (生涯学習センター)	愛媛県生涯学習センター管理条例第20条第1項により、生涯学習センターの収蔵品を館外に貸出す場合、利用料金については、無償となっているが、中にはかなり貴重な資料も含まれているため、減免規定を設けたうえで、原則有償貸出とすることが望まれる。	生涯学習センターの資料の館外貸出しは、条例上(愛媛県生涯学習センター管理条例第20条第1項)、資料の取扱上の安全が確認できる場合に限り、館外貸出しの貸出先は、事実上、学芸員が配置されている博物館に限られ、営利を目的とする個人や団体への貸出しは現実には生じないため、減免規定を設けた上で有償貸出制度を作る必要性はないものと考えられる。 なお、博物館法第23条において、公立博物館の資料利用については、原則として対価を徴収してはならないこととなっている。
65	27	意見	生涯学習センターの所蔵品の館外貸出にかかる状況把握について	教育委員会生涯学習課 (生涯学習センター)	生涯学習センターの収蔵品の館外貸出に係る一覧表は現在のところ備え付けられていない。しかしながら、貸出の性格上長期に及ぶ場合が多くなるため、貸出状況等を把握できる一覧表の備付は重要であると考えられるが、現状は件数が少ないことを理由に作成をしていない。 今後貸出等に係る件数が増えることも考えられるため、一覧表を作成し、管理ファイルに綴ることが望まれる。	平成28年度より「館外貸出実績一覧表」を作成し、実績の把握をすることとした。 当該一覧表は、起案と一緒にファイルに綴り、起案と同じ期間(5年間)保存する。
66	27	意見	生涯学習センターの所蔵品の館外貸出結果の効果検証について	教育委員会生涯学習課 (生涯学習センター)	生涯学習センターの所蔵品の館外貸出については、愛媛県生涯学習センター管理条例第20条第1項で、「自然史等に関する学術上の調査研究又は啓発のために特に必要と認められる」という要件が付されている。 貸出時には、企画内容の提示を受けているが、返還後、当要件にかかる効果の検証は行われていない。 貸出の要件となっている以上、効果の検証を行うことが望まれる。 なお、以後の貸出等の参考とするためにも検討結果については、相当期間の保管をすることを検討することが望まれる。	平成28年度より「愛媛県生涯学習センター資料借受実績報告書」を設け、貸出しの際に添付して、利用終了後、観覧者の感想や会場写真とともに利用者に提出を求めるとし、効果の検証を行っている。 利用実績報告書は、貸出しの起案と一緒にファイルに綴り、起案と同じ期間(5年間)保存する。
67	27	意見	生涯学習センターの収蔵品の特別利用にかかる減免基準について	教育委員会生涯学習課 (生涯学習センター)	愛媛県生涯学習センター管理条例第15条第1項の特別利用の利用料金の減免に係る基準は、愛媛県生涯学習センター資料特別利用料減免に関する取扱要綱第2条で定められているが、大まかな目的に係る基準となっているためより具体的な基準を明確にしておくことが望まれる。	特別利用料の設定が行われた平成21年度より、特別利用料金の減免については「特別利用申請書記載例・記載要領」(県ホームページで公開)によって具体的な事例を示し、不明な点については問い合わせしていただくようにしている。

番号	監査年度	区分	項目	所管部局担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等
68	27	意見	生涯学習センターの所蔵品の特別利用に係る実績について	教育委員会生涯学習課 (生涯学習センター)	<p>生涯学習センターの収蔵品が雑誌・書籍に掲載される場合、愛媛県生涯学習センター管理条例第15条第1項の特別利用が適用されるが、特別利用者が掲載後の書籍等を送付してくる場合以外には、掲載の状況を確認していない。愛媛県生涯学習センター資料特別利用取扱要綱第4条第8号及び第9号では掲載物等の提供が特別貸付利用の際の順守事項として位置づけられているため、掲載物等の提供について、確実な実施が望まれる。</p> <p>なお、完成品が相当高価であるなど、寄贈が困難な場合は、掲載ページのコピーを提出してもらうなどの対応も合わせて検討するとともに、送付された完成品やコピーについては、リストアップして資料として保管することが望まれる。</p>	<p>愛媛県生涯学習センター資料特別利用取扱要綱第4条第8号及び第9号の規定に基づき掲載物等の提供について確実に実施する。</p> <p>提供を受けた掲載物等については、平成28年度より「資料特別利用に係る成果品一覧表」を作成して、起案と一緒にファイルに綴り、起案と同じ期間(5年間)保存する。</p>
69	27	意見	総合科学博物館の所蔵品の館外貸出結果の効果検証について	教育委員会生涯学習課 (総合科学博物館)	<p>総合科学博物館の所蔵品の館外貸出については、愛媛県総合科学博物館管理条例第20条で、「自然史等に関する学術上の調査研究又は啓発のために特に必要と認められる」という要件が付されている。</p> <p>貸出時には、企画内容の提示を受けているが、返還後、当要件にかかる効果の検証は行われていない。</p> <p>貸出の要件となっている以上、効果の検証を行うことが望まれる。</p> <p>なお、以後の貸出等の参考とするために検討結果については、相当期間の保管をすることを検討することが望まれる。</p>	<p>平成28年度から、返還の際に使用状況や感想、意見等を確認することにより、効果の検証を行うとともに、5年間は記録の保管をすることとした。</p>
70	27	意見	総合科学博物館の所蔵品の特別利用に係る実績について	教育委員会生涯学習課 (総合科学博物館)	<p>総合科学博物館の収蔵品が雑誌・書籍に掲載される場合、愛媛県総合科学博物館管理条例第15条第1項の特別利用が適用されるが、特別利用者が掲載後の書籍等を送付してくる場合以外には、掲載の状況を確認していない。愛媛県総合科学博物館資料特別利用取扱要綱第4条第8号及び第9号では掲載物等の提供が特別貸付の際の順守事項として位置づけられているため、掲載物等の提供について、確実な実施が望まれる。</p> <p>なお、完成品が相当高価であるなど、寄贈が困難な場合は、掲載ページのコピーを提出してもらうなどの対応も合わせて検討するとともに、送付された完成品やコピーについては、リストアップして資料として保管することが望まれる。</p>	<p>平成28年度から、全ての特別利用者に対し、資料の展示や刊行物への掲載状況が分かるものの提供状況を確認し、確認できない場合は提供を依頼し、それらの内容を記録しておくこととした。</p>
71	27	意見	歴史文化博物館の貸出所蔵品等の破損時の取り扱いについて	教育委員会生涯学習課 (歴史文化博物館)	<p>歴史文化博物館では、収蔵する多くの博物館資料を活用してもらうための貸出教材キットとしてパックしたものを「れきハコ」として貸出しているが、貸出中に破損した際の損害の取り扱いが明確になっていないため、要綱等で明確にしておくことが望ましい。</p>	<p>平成28年度から、貸出中に破損した場合、速やかな電話による状況報告とともに、事故の経緯をまとめた文書の提出を求めるとしており、貸出時にその都度説明している。</p>

番号	監査年度	区分	項目	所管部局担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等
72	27	意見	「れきハコ」の貸出及び実績の把握について	教育委員会生涯学習課 (歴史文化博物館)	<p>愛媛県歴史文化博物館では愛媛県歴史文化博物館管理条例第20条第1項の規定に基づき「れきハコ」の館外貸出しを行っている。愛媛県総合科学博物館でも同様の貸出しを行っているが、総合科学博物館では、愛媛県総合科学博物館管理条例第15条第1項の特別利用及び第20条第1項の館外貸出しと区分して、別途管理している。「れきハコ」と異なる点は、学芸員の手作りによるセットが多いことといえるが、目的や用途は類似している。</p> <p>「れきハコ」には所蔵品が含まれているため、条例に基づき館外貸出しをしているが、貸出のために特に用意したのも多く、簡易な手続きによる貸し出しの実地検討が望まれる。</p> <p>また、総合科学博物館では、貸出後に実績の提出をもとめており、参加人数や何に使われたか、破損の有無などを記載しているが、歴史文化博物館では、任意の「使用に関するアンケート」をお願いすることどまっている。</p> <p>このため、更なる「れきハコ」の有効活用に役立てるために使用後の感想や使用中の写真なども加えた実績の提出を検討することが望まれる。</p>	<p>平成27年度に貸出手続の簡素化について検討したが、れきハコ中には博物館資料として登録しているものもあり、貸出手続については、管理条例上、引き続き特別利用申請書で対応し、利用者への丁寧な案内に努めることとした。</p> <p>また、平成28年度から使用中の写真や感想等が把握できる「愛媛県歴史文化博物館資料利用実績報告書」の様式を作成し、利用終了後に提出してもらうこととした。</p>
73	27	意見	歴史文化博物館の特別利用及び館外貸出にかかる申請書等の記載要件について	教育委員会生涯学習課 (歴史文化博物館)	<p>愛媛県歴史文化博物館では、所蔵品の貸出申請等があった場合、記載内容のチェックを行っているが、申請書中の利用目的が営利目的か非営利目的かを記載する欄が空欄のまま受理しているものがある。</p> <p>これは、実際の審査の際に判断可能であり、実務的に問題が発生しないため、不問としているとのことであるが、空欄のまま承認しているのは、問題があると考えられる。</p> <p>このため、館外貸出及び特別利用の申請書等の記載要件が欠落しないような、チェック体制の構築が望まれる。</p>	<p>平成27年度から、申請書受理の段階で担当者による確認を行うとともに、決裁の過程で十分な確認を行い、必要があれば申請者に聞き取りして補正するなどのチェック体制を構築した。</p>
74	27	意見	歴史文化博物館の特別利用における目的外利用の取扱いについて	教育委員会生涯学習課 (歴史文化博物館)	<p>愛媛県歴史文化博物館の特別利用の対象となる所蔵品には、電子データによるものもある。このため、当該利用以外での目的外使用が可能となっているが、このことに対する対応は行われていない。</p> <p>このため、特別利用の申請書に、他の目的では使用しない旨の宣誓文を記載するとともに、他目的の利用が発覚した場合の取扱いを検討することが望まれる。</p>	<p>平成28年度から、承諾書の中に申請目的以外の利用はできない旨の記載を明記するとともに、他目的の利用が発覚した場合、速やかに当該利用に係る申請を求めることとした。</p>
75	27	意見	歴史文化博物館の所蔵品の特別利用に係る実績について	教育委員会生涯学習課 (歴史文化博物館)	<p>愛媛県歴史文化博物館の収蔵品が雑誌・書籍に掲載される場合、特別利用が適用されるが、特別利用者が掲載後の書籍等を送付してくる場合以外には、掲載の状況を確認していない。愛媛県歴史文化博物館資料特別利用取扱要綱第4条第8号及び第9号では掲載物等の提供が特別貸付の際の順守事項として位置づけられているため、掲載物等の提供について、確実な実施が望まれる。</p> <p>なお、完成品が相当高価であるなど、寄贈が困難な場合は、掲載ページのコピーを提出してもらうなどの対応も合わせて検討するとともに、送付された完成品やコピーについては、リストアップして資料として保管することが望まれる。</p>	<p>平成28年度から、愛媛県歴史文化博物館資料特別利用取扱要綱第4条第8号及び第9号で定めっているとおり、雑誌・書籍等に掲載の場合、全ての特別利用者に対し成果物の寄贈（寄贈が困難な場合は掲載ページコピーの提出）について、確実に実施するよう求めるとともに、成果物の資料掲載ページをコピーし、当該起案と一緒に綴っておくこととした。</p>

番号	監査年度	区分	項目	所管部局担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等
76	27	意見	歴史文化博物館の所蔵品の館外貸出品の回収について	教育委員会生涯学習課 (歴史文化博物館)	<p>愛媛県歴史文化博物館では所蔵品の館外貸出にあたり、伺書等により承認されたうえで担当者によって貸出されているが、回収については、全てが予定どおり回収されたかどうかを確認できる仕組みになっていない。</p> <p>これについて、次の点について、改善が望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸出につき、回収予定日も記載した一覧表を作成し、回収日時を記入し、回収管理を行うこと。 ・回収時に、破損が無いかなどのチェックは行われているが、これを要綱化し、チェックすべき点とチェックしたことが明らかになるチェックリストなどの様式を作成する。 ・回収後には、特別利用・貸出に関するファイルに綴られているが、管理システムの受付番号順にファイルすることが望ましい。 ・また、資料の現物は、年度末に資料管理簿と照合されるが、照合した台帳は、すぐに破棄されている。少なくとも、次の現物照合まで保管し、照合したこととその内容が確認できる状況にすることが望まれる。 	<p>平成27年度から、個々の起案に回収予定日を明記(貸出時に回収予定日が未定の場合は、確定次第加筆)して回収を行っている。</p> <p>平成28年度から新たに提出を求めることとした「愛媛県歴史文化博物館資料利用実績報告書」の決裁にチェック欄を設け、回収時にチェックすべきリストとチェックしたことを文書上で明らかにしている。</p> <p>伺書(起案)のファイルの綴り順については、これまでどおり日付順に綴ることとするが、可能な限り博物館収蔵管理システムの資料番号も明記し、同システムと対応できるようにする。</p> <p>また、平成27年度から収蔵庫の現物確認の際は、確認に使用した書類を次回確認まで保管することとした。</p>
77	27	意見	歴史文化博物館の所蔵品の館外貸出結果の効果検証について	教育委員会生涯学習課 (歴史文化博物館)	<p>愛媛県歴史文化博物館の所蔵品の館外貸出については、愛媛県歴史文化博物館管理条例第20条第1項で、「歴史文化に関する学術上の調査研究又は啓発のために特に必要と認められる」という要件が付されている。</p> <p>貸出時には、企画内容の提示を受けているが、返還後、当要件にかかる効果の検証は行われていない。</p> <p>貸出の要件となっている以上、効果の検証を行うことが望まれる。</p> <p>なお、以後の貸出等の参考とするためにも検討結果については、相当期間の保管をすることを検討することが望まれる。</p>	<p>平成28年度から「愛媛県歴史文化博物館資料利用実績報告書」の様式に参加人数(閲覧者人数)の欄を設け、貸出しの際に添付して、利用終了後、閲覧者の感想や会場写真とともに利用者に提出を求めることとし、効果の検証を行っている。</p> <p>利用実績報告書は、貸出起案と一緒にファイルに綴り、起案と同じ期間(5年間)保存することとした。</p>
78	27	意見	美術品として価値のある銃砲刀剣類の鑑定の際の審査結果について	教育委員会文化財保護課	<p>美術品として価値のある銃砲刀剣類の所持については、銃砲刀剣類所持等取締法第14条第1項の規定により登録することが必要であるが、登録については同条第4項の規定により、鑑定に基づいてしなければならないこととなっている。</p> <p>県では、法令等に基づき事務を処理しているが、鑑定の際に作成される審査表には登録適否に関する明確な記載がされていない。</p> <p>このため、審査表に登録適否の欄を作成するか、欄外に押印することなどの方法により、審査員が登録を適格としたか否かの審査結果を、明確に記載することが望まれる。</p>	<p>審査結果については、平成28年4月から、審査票左上の欄外余白に、審査委員に所見がある場合は記載した上で、文化財保護課職員が適否のスタンプを押すこととしており、審査結果の明確化を図っている。</p>
79	27	意見	美術刀剣類製作の中止について	教育委員会文化財保護課	<p>美術刀剣類の製作をしようとする場合は、銃砲刀剣類所持等取締法第18条の2第1項の規定に基づき都道府県の教育委員会の承認を受ける必要があるが、中止する場合の取扱いについては法的に定められていない。</p> <p>このため、愛媛県では、美術刀剣類の製作を中止する場合、文化庁の指導を踏まえて届出の提出を求めている。</p> <p>この手続き自体は妥当なものとなっているが、届出に対する県の処理マニュアル等は策定されていない。</p> <p>このため、県の処理マニュアルの作成について、検討が望まれる。</p>	<p>美術刀剣類の製作を中止する場合の事務取扱いについて、平成28年4月からマニュアルを策定し運用している。</p>

番号	監査年度	区分	項目	所管部局担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等
80	27	意見	都道府県教育委員会に登録されている銃砲刀剣類の所有者について	教育委員会文化財保護課	<p>都道府県教育委員会に登録されている銃砲刀剣類は、例外的に所持が認められているものであるが、台帳を閲覧すると、個人名義であっても数十年間など長期間変更のないものもあり、所有者変更の届出が行われていないものもあると思われる。ホームページで所有者変更を呼びかけることなどについて、検討が望まれる。</p> <p>また、登録上は個人名で登録され、所在地が神社とされているものも見られる。これらの多くは、宗教法人の代表者として記載されたものであり、所持者が法人であるのか、又は個人であるのかが分かるようしておくことが妥当であると思われる。</p>	<p>当該のホームページにおいて、「銃砲刀剣類を相続・譲受・売買した場合は、新所有者が20日以内に登録している都道府県教育委員会へ所有者変更の届出」を行うよう周知した。</p> <p>※愛媛県教育委員会の文化財保護課ページ／愛媛の文化財の4.文化財保護課の業務／○銃砲刀剣類の登録に関すること http://ehime-c.esnet.ed.jp/bunkazai/hogokanogyomu/juhotoken/juhotoken.htm</p> <p>登録時の申請者欄に、宗教法人名と個人名(例えば、法人代表者)とを併記している場合の所持者は宗教法人であり、個人名のみ場合は個人所有であるが、法人所有と個人所有をより明確に区別するため、法人所有の場合は法人名のみ、個人所有は個人名のみで手続をするよう指導している。</p>
81	27	意見	史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可にかかる本人確認について	教育委員会文化財保護課	<p>文化財保護法第125条に基づく史跡、名勝、天然記念物として指定された文化財における現状変更は、許可内容と相違した場合などには、罰則規定が適用される可能性もあるが、申請者の本人確認については、十分に行われていない。</p> <p>実際の受付等は市町教育委員会が行っているとのことであるが、必要に応じ、許可を受けた者の本人確認手続きが行われるような事務手続きについて、検討が望まれる。</p>	<p>現状変更等の許可申請は、多くの場合、事前に申請者等から県教育委員会に事務手続や可否等について相談があることから、本人確認は行っているものと考えているが、御指摘を踏まえ、平成28年度から申請者が国の機関又は地方公共団体(県・市町)の場合を除き、県教育委員会事務担当者が必要に応じて、直接、申請者に連絡を行い、本人から内容確認等を行うこととした。</p> <p>なお、現状変更等の許可は、県教育委員会から市町教育委員会を通じて、申請者本人に通知している。</p>
82	27	意見	文化財の巡視報告にかかる事務処理について	教育委員会文化財保護課	<p>文化財の継続管理のための巡視報告に記載された事項のうち、補修や確認を要するものについては、県から市町担当者へ連絡するなどの対応を行っているが、処理内容を付箋で張付しているだけであり、散逸の恐れがある。</p> <p>このため、対応要否の検討と連絡記録、市町での対応の確認までの記録を別葉で作成することが望まれる。</p>	<p>平成28年4月から、文化財保護指導員による巡視報告書の一部見直し及び文化財保護指導員報告事項の処理マニュアルを作成し、処理(対応)状況をデータベース化して記録を保存するとともに、各市町教育委員会等関係機関と情報共有を行うこととした。</p>
83	27	意見	美術館施設の使用許可のキャンセル時の事務について	教育委員会文化財保護課	<p>美術館施設の使用許可については、仮申し込みとしてファイルされているもののうち、電話連絡などによりキャンセルされているものが数件あるが、誰がいつキャンセルの連絡してきたものか、また美術館の誰がキャンセル処理したかが明確でない。</p> <p>そのため、キャンセルが誤りであるという主張をされた場合に対応が困難である。利用希望が重なっているものなどもあるため、トラブルが発生する可能性がある。</p> <p>電話受付の様式を作成し、仮予約表にそれを添付するなど、記録を作成し、保管することが望まれる。</p>	<p>仮申込みは、従来から、来館者もしくは電話受信での受付を可としており、受付時に「展示室使用申込書」を提出してもらい、保存している。申込書には受付日時、対応者を明記している。受け付けた時点で仮予約とし、貸館スケジュール表にメモしている。申込書は館長まで回し、決裁後、貸館スケジュール表に正式に記入することとしている。</p> <p>仮申込みの段階でのキャンセルについても、来館、電話で受け付けをしており、従来は貸館スケジュール表にキャンセルされた旨記載(予約を見え消しするなど)するだけの処理をしていたが、平成27年10月からは、利用日、利用施設に加え、キャンセル受付日時と対応者を明記した「予約キャンセル受付票」を対応者が作成し、貸館スケジュール表に貼付し確認している。</p> <p>なお、キャンセル誤りや、重複受付などのトラブルが発生しないように、複数人で確認することとした。</p>
84	27	意見	愛媛県学力向上5か年計画における指標の設定について	教育委員会義務教育課	<p>県では愛媛県学力向上5か年計画で、平成28年度全国学力・学習状況調査においてトップ10入りを指標としている。</p> <p>しかしながら、学力・学習状況の結果は相対的なものであるために、年によってまちまちでの結果となっている。</p> <p>このため、28年度の順位を指標とするよりも、28年度に向けた趨勢を指標にすることが妥当であるように思われる。</p> <p>また、計画終了後に行う当計画の実施結果の評価にあたって、この点を考慮の上、記載することが望まれる。</p> <p>なお、毎年分析結果について、当計画が掲載されている愛媛県ホームページからリンクできるページに掲載することが望まれる。</p>	<p>愛媛県学力向上5か年計画は平成24年度～28年度にかけて実施している事業であり、今年度が最終年度に当たる。初年度からこれまで一貫して、平成28年度全国学力・学習状況調査においてトップ10入りを指標としてきたことから、本計画に関する指標、評価について、従来どおりの対応とするが、平成29年度からの次期計画からは、御意見を踏まえ、「全国学力・学習状況調査において、各教科のA問題(知識)及びB問題(活用)ともに全国平均以上」とした。</p> <p>なお、平成28年度に毎年公表している全国学力・学習状況調査の結果を愛媛県ホームページからリンクできるようにした。</p>

番号	監査年度	区分	項目	所管部局担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等
85	27	意見	狩猟免許試験の採点について	県民環境部自然保護課 (地方局森林林業課)	<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第41条で規定する狩猟免許試験の採点について、次の点について、検討が望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 答案用紙には必ず点数を記入し、点数の集計と合わせて二重にチェックする。 ・ 採点に際しては、採点者名を押印するなど、採点者が誰かを明確にする。 ・ 技能の実技部分については、複数の試験官が評価するが、その結果は、一枚の評価用紙に合議の結果として記載されている。複数者で審査したことを示すためにも、それぞれが記載した個別票を作成し、その結果を合計して採点する方法に改める。 <p>また、その場合、評価者により評価が大きく異なる場合には、評価理由を合議することが望まれる。</p>	<p>狩猟免許試験の採点については、従来から採点を複数人で行い、答案用紙に点数を記入しているところだが、平成28年度からは、採点者名の署名を行い、採点者を明確にすることとした。</p> <p>また、技能試験の実技部分(猟具の取扱い)について、複数の試験官が評価する場合は、御意見のとおり実施することとした。</p>
86	27	意見	自然公園の区域について(再掲)	県民環境部自然保護課 (地方局総務県民課)	<p>自然公園の区域については、愛媛県県立自然公園条例第5条第1項の規定により知事が指定することとなっている。また、指定の解除及び区域の変更についても、同条例第6条第1項の規定により知事が行うこととなっている。</p> <p>現在の区域は昭和31年から42年にかけて設定されたものであるが、区域を表す地図については、策定当初から変更されていない。大まかな地形は変わらないにしても、数十年の期間が経過すれば区域の状況は大きく変わっていると思われる。</p> <p>このため、地図情報を変更し、無届及び許可を得ない開発や新たな許可及び届出等に対し迅速な対応ができるようにすることが望まれる。</p>	<p>県立自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るために、条例等に基づき指定した区域であり、法令の規制をかけているため、区域の状況は大きくは変わっておらず、直ちに地図情報を変更する必要はない。</p> <p>また、当初指定時の地図を現在の地籍図等に復元することは、多額の費用と相当の時間を要することから、当面の間は、個別の事務処理上確認できた内容を整理し、各種手続に活用していくこととする。</p>